

(別 紙)

ハンセン病対策事業実施要領

1 医療に関する支援事業の実施

(1) 目的

本事業は、沖縄県におけるハンセン病患者に対する医療及びハンセン病元患者に対するハンセン病特有の後遺症等に対し必要な医療を行うこと等を目的とする。

(2) 事業内容及び実施方法

①対象者及び医療の範囲等

原則として沖縄県に在住するハンセン病患者・元患者が対象であり、その医療の範囲は、次のとおりとする。なお、医療の実施場所は、受託者が指定する場所とする。

(医療の範囲)

- ・ハンセン病に対する診断、治療、ハンセン病特有の後遺症に対する治療等
- ・ハンセン病患者家族及び接触者の検診
- ・前2項に掲げる医療に必要な検査
- ・その他医師が必要と認めたもの

②移送費の支給

受託者は、前記①に掲げる医療を受けた者の請求に基づき、受療のために必要な移送費を支給することができる。

ア 移送費の請求

移送費の支給を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、別紙様式第2号の移送費請求書（以下「請求書」という。）に証拠書類（領収書等）を添付して受託者に申請するものとする。

イ 移送費の支給

受託者は、請求書による申請を受けたときは、速やかに書類を審査、決定の上、移送費受領書（別紙様式第3号）と引き換えに請求者に移送費を支給することができるものとする。

ウ 帳簿書類

受託者は、移送費の支出に当たり、次の帳簿書類を備え付け、常に支給業務の実施状況を明らかにしておかなければならない。

(帳簿書類)

- ・移送費支給名簿（別紙様式第1号）
- ・移送費請求書（別紙様式第2号）
- ・移送費受領書（別紙様式第3号）

③事業実施上の留意事項

患者・元患者の社会的条件等を十分考慮しつつ、診断、治療、ハンセン病特有の後遺症に対する医療等を提供するとともに、その他必要な指導等を行うものとする。

なお、受託者は、前記に掲げる医療に係る費用を徴収しないものとする。

2 社会復帰者等に対する相談・支援事業の実施

(1) 目的

療養所を退所し社会復帰者（以下、「社会復帰者」）は、地域の中で生活していく上で、ハンセン病に対する偏見・差別、長期にわたる療養所生活、ハンセン病特有の後遺症、さらに高齢化などの理由により、医療、介護、生活等において様々な問題に直面している。また、元患者家族においても、偏見・差別の問題に直面している。

このため、社会復帰者や元患者家族に対する相談事業を行うとともに、社会復帰者が身近な医療機関で安心して医療を受けられるよう相談・医療機関紹介・同行受診支援や、ハンセン病特有の後遺症等も踏まえ、要介護認定手続きに関する相談、同行支援等が求められており、これらの支援を行うことを目的とする。

(2) 事業内容及び実施方法

①社会復帰者等相談・支援事業

社会復帰者等からの偏見・差別、医療、介護、生活等に関する相談に応じるために、社会復帰者が多い沖縄本島及び宮古島にソーシャルワーカーによる相談窓口を設置し、社会復帰者及び元患者家族を対象に相談・支援事業（元患者家族補償金に関する相談含む）を行う。

また、社会復帰者が身近な医療機関で安心して医療を受けられるようハンセン病特有の後遺症等に対応できる医療機関の紹介や、必要に応じ当該医療機関への同行支援等を実施するとともに、ハンセン病特有の後遺症等も踏まえ、要介護認定手続き等に対する相談・支援等を行う。なお、社会復帰者等が安心して医療や介護認定等を受けられるよう医療機関や介護事業者等へハンセン病特有の後遺症等について、周知・研修等を行う。

ア 実施方法

沖縄本島及び宮古島にソーシャルワーカーによる相談窓口を設置し、社会復帰者及び元患者家族を対象に、必要に応じ職員等が現地に出向いて対応する等、きめ細かな相談・支援事業を実施する。

イ 相談・支援内容の整理

社会復帰者等を可能な限りで把握し、現状把握に努めるとともに、相談・支援内容及び対応等について整理し、その内容等を記録しておく。

ウ 相談事業従事者の要件

ハンセン病問題に十分な理解と医療や介護に関する専門的な知識を有するソーシャルワーカーであり、相談の実効を十分に上げることができる者であること。原則として、社会福祉士資格を有する者とする。

3 社会復帰者に対する生活支援事業

(1) 目的

社会復帰者におかれては、近年高齢化が進み、ハンセン病元患者であることを理由に様々な課題に直面しながら、ハンセン病特有の後遺症等により、日常生活を行う上で不可欠な医療機関受診のための移動や買い物、家事等に支障が生じるケースがある。このような場合、原則的には介護保険サービスや他の行政サービス等により、サービスを受けることとなるが、これらのサービスだけでは社会復帰者が地域の中で日常生活をしていく上で不十分な場合がある。

このため、社会復帰者が地域の中で日常生活をしていく上で、介護保険サービスや他の行政サービスを受けてもなお不足する部分に対し、生活支援事業として、支援を行うことを目的とする。

(2) 事業内容及び実施方法

①沖縄本島及び宮古島に設置される相談窓口のソーシャルワーカーにより、沖縄県内の社会復帰者の現状を把握するとともに、社会復帰者に対する個別の相談対応により、医療機関の受診状況、要介護認定の状況、日常生活における必要な支援内容等を把握する。

②移動支援や生活支援に対応する生活支援員を確保し、必要な事項等を定める。

生活支援員の要件：ハンセン病問題に十分な理解有し、社会復帰者に対する移動支援や生活支援を十分に実行できる者とする。

③相談により把握された、必要な生活支援等について、まずは介護保険サービス等の利用が可能な場合は、要介護認定の手続き含めサポートし、手続きを進めた上で、介護保険サービス等の利用だけでは不足する生活支援の内容について、対応可能な生活支援員を社会復帰者へ派遣し、生活支援を実施する。

(生活支援事業の範囲)

- ・ハンセン病特有の後遺症やその他社会復帰者が必要とする受診のために必要な医療機関への移動及び同行支援
- ・ハンセン病特有の後遺症等により移動が困難な社会復帰者が、役所やその他生活をしていく上で必要な場所への移動支援
- ・ハンセン病特有の後遺症等により、社会復帰者が行うことが困難な買い物や家事に対する同行・代行支援

④社会復帰者に対する支援を行った生活支援員に対して諸謝金、旅費等必要な経費等を支払う。

なお、生活支援員に支払う諸謝金等については、厚生労働省に確認の上、その指示に従うものとする。

⑤対応した生活支援の内容、支出した費用等について整理の上、記録・保存する。これらの記録は厚生労働省の求めに応じ、提出する。

(3) その他

本実施要領で定められていない事項等は、随時、厚生労働省に確認の上、その指示に従うものとする。

別紙様式第2号

移送費請求書

請求者	請求日	令和 年 月 日		
	氏名 (署名)		性別	男・女
	生年月日			
	住所			
受療地				
受療日	令和 年 月 日			
診療担当医師				
請求額		支給額		
交通費	車賃	円	円	(調整内容)
	船賃	円	円	
	航空賃	円	円	
	計	円	円	
宿泊費	円	円		
合計	円	円		
備考				

航空機利用の場合は領収書を添付すること。

備考欄に交通費の乗車区間を記入すること。

太枠内は記入しないでください。(受託団体記載欄)

別紙様式第3号

移送費受領書

一 金	円也
-----	----

ただし、在宅医療受療のための移送費として上記のとおり受療しました。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

殿